

## 津島市パブリックコメント（市民意見公募手続）実施要綱＜考え方＞

### （目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な施策の意思決定の過程における公正の確保及び透明性の向上並びに市民等との協働の機会の拡大を図り、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

### ＜考え方＞

- ①この制度の目的は、主要な施策などを立案する場合に、素案の段階でその趣旨、目的、立案に係る考え方など必要な資料を添えて広く公表することで、それまで意思形成の段階で意見を述べる機会の少なかった市民等に意見の提出を通して市政への参画の機会を確保し、市民等との協働による開かれた市政運営を推進することです。
- ②立案しようとする施策等の概要や市の考え方をわかりやすく公表することで行政の説明責任を果たし、立案から決定までの意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図ります。
- ③この制度は、意思形成段階における施策等をより良いものにするために意見を募集するもので、賛成・反対の意見の多寡で意思決定の方向を判断するものではありません。

### （定義）

第2条 この要綱において、「パブリックコメント」とは、市の重要な施策の意思決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く意見の提出を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続きをいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

### ＜考え方 第1項＞

- ① 『「意思決定前の情報の公表」により市民等に説明する責務を果たすこと。「市民等が意見を述べる機会」と「市の応答」を規定することで、意思形成過程での市民参加と行政の説明責任を果たすこと』を一連の取り組みとして確保します。
- ② 「広く意見」とは、市民、受益者、納税者、利害関係者等とし、国籍や年齢は問いません。

<第2項>

- ①「実施機関」とは、市民意見公募手続を実施する市の執行機関をいいます。なお、水道事業管理者、消防長及び病院長については、市長の実施機関に含まれます。
- ②議会は、市民の代表である議員で構成されており、また市長の権限が及ばないため、この要綱の実施機関には含めないものとします。

(対象施策)

第3条 実施機関は、次に掲げる施策（以下「対象施策」という。）についてパブリックコメントを実施するものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な方針を定める計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度及び広く市民一般に適用される権利の制限又は義務の賦課（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）に関する条例の制定又は改廃
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、対象施策が次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 市民の意見を聴取する手続きが法令等で定められている場合
- (2) 迅速性又は緊急性を要すると認められる場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 審議会等がパブリックコメントに準じた手続きを経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行う場合

<考え方 第1項>

(1)「市の基本的な方針を定める計画等」は、総合計画など市全体の方針を定めるもののみではなく、特定の行政分野における方針を定める計画も含まれますが、毎年度の事業の実施に関する計画や個別の事業の実施に関するものは含みません。また、市民等に直接の影響が及ばない行政組織内部にのみ適用されるものについては、この制度の対象としません。

(2)「市の基本的な制度」とは、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針や市政を推進する上での共通の制度を定めるものです。

「広く市民一般に適用される権利の制限」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例が該当し、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」は、地方自治法第74条第1項で直接請求から除外されていることから対象としません。

(3)具体的な案件が、この要綱の対象であるかどうかは、実施機関がこの要綱の趣旨

に照らして判断することとします。

#### ◎具体的な対象施策例

- (1) 「市の基本的な方針を定める計画等」 基本構想、総合計画、憲章、宣言など
- (2) 「市の基本的な制度」 情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例等など
- (3) 「広く市民一般に適用される権利の制限又は義務の賦課」 飼犬を伴う散歩に関する条例、火災予防条例など

#### <第2項>

- (1) 法令等に基づき制度の新設や改廃を行うもので、負担割合や義務などが定められているなど、市の裁量の余地がないものについては、意見公募手続の対象外とします。
- (2) 緊急に実施する必要がある施策で、意見公募手続を実施する期間を確保できないものは、対象外とします。具体的には、災害等の緊急な事態への対応が考えられません。
- (4) 附属機関（いわゆる審議会等をいう。）のパブリックコメントに準じた答申等を受けて市が意思決定をするものは、附属機関の答申等がすでに市民意見を反映したものであり、同様の案等についてこの手続を繰り返すことは、非効率であるため、改めてこの要綱に定める手続を経ないこととします。

#### （施策案の公表）

第4条 実施機関は、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、当該対象施策の案（以下「施策案」という。）を公表するものとする。なお、実施機関は施策案を公表する前に実施の予告をするものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表し、意見の提出をしやすくするよう努めるものとする。

- (1) 施策案の概要
- (2) 施策案の趣旨、目的及び背景
- (3) その他施策案を理解するために必要と認められるもの

3 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、公表すべきものが相当量ある場合その他正当な理由がある場合は、代替の方法を明らかにして、公表の方法を変更できるものとする。

- (1) 市のホームページ及び市政のひろばに掲載する方法
- (2) 実施機関の担当部署において閲覧に供する方法
- (3) その他実施機関が適当と認める方法

<考え方 第1項>

- ①実施機関は施策案を公表する1か月前を目安に、当該パブリックコメント手続にいたる経緯、目的等を市のホームページなどに掲載し、予告するものとします。その後、実施機関は施策案を公表します。

<第2項>

- ①公表するに当たっては、単にその案だけを示すのではなく、その趣旨や目的、策定するに至った背景や概要などをわかりやすく示していく必要があります。また、それだけでは十分理解できない場合は、関係資料、関係情報を併せて公表するものとします。

<第3項>

- ①パブリックコメントの実施に当たっては、広く市民等に周知することが重要です。施策案とその関係資料を担当部署や実施機関が指定する場所に配備するとともに、市のホームページに掲載することとします。また、これ以外にも市政のひろばへの掲載などにより周知に努めることとします。

なお、市政のひろばへの掲載については、紙面の都合上、施策案の概要、公表資料全体の入手方法、意見提出の方法のみを掲載することとします。

(意見等の提出)

第5条 実施機関は、前条の規定による公表を開始した日から1か月以上の期間を定めて、当該施策案についての意見の提出（以下「意見提出」という。）を求めるものとする。ただし、1か月の期間を設けることができない特別の事由があるときは、実施機関は、1か月未満の期間とすることができるものとする。

2 意見提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する窓口への書面の提出
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見提出を行うものは、氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名を明らかにするものとする。ただし、実施機関が特に認めた場合は、この限りでない。

<考え方 第1項>

- ① 意見の提出期間の「1か月」については、この期間があまりにも長期になると行政執行の効率が悪くなることから目安を定めたものであるが、意見を募集する計画等の内容の重要性や意思決定までのスケジュールを考慮して、実施機関の判断

により適時定めるものとします。

<第2項>

- ① 意見の提出方法については、意見の適正な管理のため記録に残せる方法が望ましいため、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参の方法を採ります。

<第3項>

- ①意見の提出に当たっては、責任のある立場で意見を提出していただくために住所、氏名の記載を求めることとします。ただし、実施機関が特に認めた場合は、匿名の意見についても考慮するものとする。

(意見の処理)

第6条 実施機関は、意見提出により受けた意見を考慮して、対象施策の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、対象施策の意思決定を行ったときは、津島市情報公開条例（平成12年3月31日条例第1号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見提出により受けた意見の概要
- (2) 意見提出により受けた意見に対する実施機関の考え方
- (3) 施策案の修正を行ったときは、修正した内容

3 前項の公表の方法については、第4条第3項の規定を準用する。

<考え方>

- ①実施機関は、市民等から提出していただいた意見を考慮して当該施策等の意思決定を行うとともに、意見の施策等への反映の有無にかかわらず提出していただいた意見に対する市の考え方を公表します。また施策案を修正した場合にはその内容、理由を併せて公表します。
- ②提出していただいた意見で類似しているものは集約して公表します。また、賛否だけの意見で理由のないものは、そのような意見があった旨だけを公表します。
- ③公序良俗に反するものなど公表することが不適切な意見については、その全部または一部を公表しないものとします。

(実施状況の公表)

第7条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

<考え方>

- ①この制度の適正な運営を確保するため、提出のあった案件の一覧を作成して、市民等に市のホームページ及び市民情報サロン等で公表します。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

<考え方>

- ①パブリックコメントを実施するにあたり、この要綱に規定されていない事項を別に定めることができるようにするための補足条項です。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に意思決定を行う対象施策について適用する。なお、この要綱の施行の際、現に意思決定の過程にある対象施策についても、可能な限りこの要綱に準じ手続を実施するよう努めるものとする。

<考え方>

- ①施行時点で、意思決定過程にある対象施策についても、市民等から意見聴取する手続を経していないものなど、実施機関が特に必要と認めた場合は、パブリックコメントを実施することとする。